

令和4年9月台風14号大淀川上流内水対策検討会 規約（案）

（設置）

第1条 「令和4年9月台風14号大淀川上流内水対策検討会」（以下「検討会」）を設置する。

（目的）

第2条 本検討会は、令和4年9月に発生した台風14号に伴う記録的な降雨により、大淀川上流沿川において多くの内水被害が発生したことを受け、大淀川の管理者である宮崎河川国道事務所、沖水川、年見川等の管理者である宮崎県、市内を流れる雨水幹線等の管理者である都城市の関係機関が一堂に会し、令和4年9月台風14号による内水被害に関し、その浸水状況や要因等を共有し、専門的な知識を有する学識者から指導・助言を得ながら、家屋の浸水被害軽減に向けた今後の対応について技術的な検討を行うことを目的とする。

（検討会の構成）

第3条 検討会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 検討会の運営及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、検討会委員の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者の参加を検討会に求めることができる。

（議長）

第4条 検討会には議長を置くこととし、委員の互選によるこれを定める。

- 2 議長は検討会の議事の運営と進行を総括し、検討会を代表する。
- 3 議長が事故等の理由により出席できない場合には、議長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（会議の公開）

第5条 検討会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、報道機関による冒頭のカメラ撮りのみの対応とし、会議終了後にブリーフィングを行う。

(検討会資料等の公表)

第6条 検討会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了解を得て公表しないものとする。

2 検討会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

3 検討会資料及び議事概要等は宮崎河川国道事務所、宮崎県、都城市ホームページでの掲載等によるものとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務を処理するため、都城市、宮崎県都城土木事務所及び九州地方整備局宮崎河川国道事務所に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、検討会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和4年11月28日から施行する。

別表

令和4年9月台風第14号大淀川上流内水対策検討会 委員名簿 (案)

【委員】

氏名 (委員)	所属・役職
杉尾 哲	宮崎大学 名誉教授
平岡 直樹	南九州大学 環境園芸学部 教授
松村 知樹	国土交通省 宮崎河川国道事務所長
山浦 弘志	宮崎県 県土整備部 河川課長
小牧 利一	宮崎県 都城土木事務所長
長丸 省治	都城市 総務部長
石川 清澄	都城市 農政部長
馬場 芳男	都城市 土木部長
竹下 昌治	都城市 上下水道局長

○事務局

都城市

宮崎県 都城土木事務所

宮崎河川国道事務所